

知事部局
労働委員会事務局
収用委員会事務局

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

日額旅費支給規程（昭和37年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第 3 （第 2 条関係）					別表第 3 （第 2 条関係）						
区 分				日 額	区 分				日 額		
[略]					[略]						
東北自治研修所の研修				<u>3,150円</u>	東北自治研修所の研修				<u>3,350円</u>		
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	<u>エスポワールいわて</u>	<u>11,200円</u>	能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	清温荘	<u>12,600円</u>		
			清温荘	<u>11,600円</u>						国立岩手山青少年交流の家	<u>5,500円</u>
			国立岩手山青少年交流の家	<u>5,500円</u>							
			[略]								
			[略]								
			[略]								
[略]				[略]							
[略]					[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の日額旅費支給規程別表第3の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。